平成２２年（フ）第３８号
岡山市南区灘崎町川張462番地
債務者　星島　和正
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
東京都福生市大字福生911番地１福生第３ビル203号室
債務者　角田　　卓
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
東京都小平市小川西町４丁目14番12―203号
債務者　川添真紀子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
東京都足立区西綾瀬３丁目６番９号第３竹内ハイツ103
債務者　菊地　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
東京都昭島市武蔵野２丁目５番38―107号
債務者　大瀧　和宏
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
東京都昭島市中神町1260婦人保護施設いこいの家、住民票上の住所埼玉県さいたま市大宮区大成町２丁目443番地６
債務者　船橋　知子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
東京都立川市上砂町２丁目27番地の６サニーⅠ―202号室
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
東京都東大和市向原３丁目10番地13―202号
債務者　河原　義子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
東京都府中市白糸台４丁目22番地の４コスモコーポ第１―103
債務者　遠藤　　実
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
東京都昭島市中神町１丁目19番52号
債務者　伊藤　　貴
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２号
東京都あきる野市雨間484番地７
債務者　秋間　良昭
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
東京都あきる野市雨間484番地７
債務者　秋間　國子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１号
東京都東大和市向原５丁目1027番地の１パークヒルズ向原306
債務者　小林　　覚
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３８７号
釧路市愛国西４丁目８番３号
債務者　本田みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
釧路市美原１丁目22番4207号Ｍ７―4207
債務者　日向　春樹
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所